

【技術管理者が基準に適合することを証する書面（要件）】

- 高校(旧中等学校令による実業学校を含む。)で在学中に「土木工学等に関する学科」(※)を修めたことを証する書面と実務経験証明書(経験4年以上)【別記様式第3号】
- 高校(旧中等学校令による実業学校を含む。)で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書(経験3年以上)、解体工事施工技術講習を了したことを証する書面
- 高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書(経験2年以上)
- 高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書(経験1年以上)と解体工事施工技術講習を了したことを証する書面
- 大学(旧大学令による大学を含む。)で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書(経験2年以上)
- 大学(旧大学令による大学を含む。)で在学中に「土木工学等に関する学科」を修めたことを証する書面と実務経験証明書(経験1年以上)、解体工事施工技術講習を了したことを証する書面
- 建設業法の技術検定1級又は2級の建設機械施工(「第1種」又は「第2種」のみ)とするものに合格したことを証する書面
- 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級又は2級の土木施工管理(「土木」のみ)とするものに合格したことを証する書面
- 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級又は2級の建築施工管理(「建築」又は「躯体」のみ)とするものに合格したことを証する書面
- 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けたことを証する書面
- 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび土工に合格したことを証する書面
- 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を2級のとび又はとび土工に合格したことを証する書面と実務経験証明書(経験1年以上)
- 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格したことを証する書面
- 実務経験証明書(経験8年以上)
- 実務経験証明書(経験7年以上)と解体工事施工技術講習を了したことを証する書面
- 解体工事施工技士試験に合格したことを証する書面

※ 「土木工学等に関する学科」とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいいます。